


大船渡市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

改定の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）により策定が義務付けられている行動計画について、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題や、幅広い呼吸器感染症による危機に対応することを目的に、国、県においてそれぞれ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）、岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）の見直しが行われた。

これを受け、本市においても、県行動計画と整合性を図るとともに、感染症危機に迅速に対応するため、大船渡市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の改定を行うもの。

市行動計画策定の経過

平成25年4月	【国】特措法の施行。都道府県行動計画、市町村行動計画の策定が義務付け。
平成25年6月	【国】政府行動計画策定  令和6年7月改定
平成25年12月	【県】県行動計画策定  令和7年3月改定
平成26年3月	【市】市行動計画策定  令和8年3月改定予定

改定のポイント

【現計画との比較】 ※下線：主な変更箇所

項目	現計画	改定案
対象感染症	「病原性の高いインフルエンザ」を念頭 ○新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ） ○新感染症	「 幅広い呼吸器感染症 」を念頭 ○ 新型インフルエンザ等感染症 （新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、 新型コロナウイルス感染症 、 再興型新型コロナウイルス感染症 ） ○ 指定感染症 ○新感染症
対策項目	6項目 ①実施体制 ②情報収集・情報提供 ③まん延防止 ④予防接種 ⑤医療 ⑥市民生活及び市民経済の安定の確保	7項目 ①実施体制 ②情報提供・共有、 リスクコミュニケーション ③まん延防止 ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資 ⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保
各部課の役割	記載なし	各部課の役割を記載

【時期区分の比較】

現計画		改定案	
区分	市内の状況	区分	市内の状況
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	準備期	発生前の段階
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	初動期	国内外で、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
県内未発生期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	対応期	市内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期
県内（市内）発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を追える状態		市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
県内（市内）感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態		ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

【目的】

- ・感染症拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護
- ・市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化

【基本的な考え方】

- ・感染症の特徴や流行の状況等を踏まえ、対策の有効性及び実行可能性等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から実施すべき対策を選択する。

【様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ】

- ・中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できる有事のシナリオを想定する。
- ・状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、必要に応じた対策の切替えに資するよう区分する。

準備期	初動期	対応期
国内外における新型インフルエンザ等の発生前	・国内外における新型インフルエンザ等の発生の可能性を認知して以降、政府対策本部が設置され基本的対処方針が実行されるまで ・県対策本部の設置後、市対策本部を設置するまで	市対策本部設置以降、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまで

【新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項】

- ・平時の備えの整理や拡充、基本的人権の尊重等に留意し、各種法令や計画に基づき、国や県と連携し的確かつ迅速な対策を実施する。

【新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担】

- ・市は、市民に最も近い行政単位であり、ワクチン接種や生活支援等の対策を的確に実施する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的な視点

【市行動計画の主な対策項目】

- ・第1章の目的を達成するため、7項目（第4章に記載）を主な対策項目とする。

【複数の対策項目に共通する横断的な視点】

- ・次の3点を複数の対策項目に共通して考慮すべき事項とする。
 - ①人材育成
 - ②国、県との連携
 - ③DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

- ・新型インフルエンザ等への備えの機運の醸成
- ・多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- ・定期的なフォローアップと必要な見直し

第4章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の目的及び取組

1 実施体制

〈目的〉

- 市における指揮命令系統や組織体制の確認、各部署における役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。
- 新型インフルエンザ等の国内外での発生又はその疑いがある場合には、新型インフルエンザ等対策を迅速に進める実施体制を整える。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">市行動計画等の作成や体制の整備関係機関と平時からの情報共有、県と連携した訓練の実施	<ul style="list-style-type: none">市新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催市新型インフルエンザ等対策本部の設置全庁的な対応による必要な人員体制の強化国からの財政支援を踏まえた予算の確保	<ul style="list-style-type: none">緊急事態宣言がなされた場合の総合調整国からの財政支援の有効な活用特定インフルエンザ等対策の事務の代行や応援要請

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

〈目的〉

- 市民が、適切に判断・行動できるよう、平時から感染症対策等について必要な情報提供・共有に努め感染症に関するリテラシーを高める。
- 市民等の関心事項を踏まえつつ、その時点で把握している正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行う。

準備期	初動期・対応期
<ul style="list-style-type: none">感染等に関する基本的な情報提供・共有コールセンター等の設置等の準備	<ul style="list-style-type: none">市公式SNSなどを活用し、迅速かつ一体的な情報提供・共有双方向のリスクコミュニケーション

3 まん延防止

〈目的〉

- まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。
- 感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">基本的な感染対策の普及啓発	<ul style="list-style-type: none">国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備	<ul style="list-style-type: none">基本的な感染症対策の勧奨時期に応じたまん延防止対策の実施

4 ワクチン

〈目的〉

- 平時から、ワクチン接種体制について、国及び県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行い、有事においては、関係機関と連携して接種体制を構築し、ワクチンの接種を実施する。
- ワクチンの実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係機関間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">ワクチンの接種に必要な資材の準備、接種体制の構築特定接種、住民接種等対象者数の把握予防接種関係のシステムの整備	<ul style="list-style-type: none">ワクチンの接種に必要な資材の確保住民接種のシミュレーションの実施	<ul style="list-style-type: none">ワクチンや必要な資材の供給システムを活用した接種記録の適切な管理予防接種健康被害救済制度の情報提供及び相談対応

5 医療・保健

〈目的〉

- 平時から、感染症の発生情報等の情報収集に努めるとともに、感染症の危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成に取り組む。
- 県や地域の関係機関と連携し、感染症の危機に対応する。

準備期・初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">県と連携した感染症有事体制を担当する人員への研修・訓練の実施平時から管内の市町、県、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と、必要な連絡調整等の連携強化	<ul style="list-style-type: none">県が保健所支援本部を設置後、市に対する派遣要請があった場合の対応健康観察及び生活支援の実施

6 物資

〈目的〉

- 有事において、医療、検査等を円滑に実施するための、感染症対策物資等を確保する。
- 感染症対策物資等の需給状況の確認を適切に行う。

準備期・初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄のほか、定期的な備蓄状況等の確認救急隊員の搬送従事者等の個人防護具の備蓄要請	<ul style="list-style-type: none">新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、必要な感染症対策物資等の備蓄状況等の確認必要な物資及び資材の不足時における相互協力

7 市民の生活及び地域経済の安定の確保

〈目的〉

- 平時から、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨し市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。
- 新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

準備期・初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">関係機関との連携や庁内での連携のため、必要な情報共有体制の整備行政手続や支援金等の給付・交付等に係るDXの推進事業者や市民に対する、衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄の推奨要配慮者への生活支援等について、県と連携して要配慮者の把握や具体的手続等を決めておく一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備	<ul style="list-style-type: none">新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策の実施要配慮者等に必要に応じた生活支援、搬送、死亡時の対応等の実施学校の使用の制限や長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合における、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援生活関連物資等の価格安定等に対する適切な措置の実施埋葬・火葬の特例に基づく手続の実施水を安定的かつ適切に供給するための措置の実施